

令和元年12月26日  
自動車局整備課**大型特殊自動車メーカー9社から報告があった不適切な分解整備作業について**

国土交通省から大型特殊自動車メーカー9社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示するとともに、特にそのうち6社に対し、過去に同様の事案における調査が不十分な点があったことについて、あわせて厳重注意を行いました。

**1. 事案の概要**

自動車の分解整備を行う事業場は、道路運送車両法第78条に基づいて地方運輸局長の認証を受けなければならないことが規定されています。

これまで、平成30年4月、6月、11月に大型特殊自動車メーカーの販社等の事業場において、上記の認証を受けずに不適切な整備を行っていた事案を公表するとともに当該メーカーに業務改善指示を行ってきたところです。

今般、平成31年4月に（株）小松製作所の関連会社（二次代理店<sup>※1</sup>）の全国11事業場において、認証を受けずに大型特殊自動車の分解整備を実施していた旨報告を受け、全大型特殊自動車メーカーの二次代理店に対して調査を実施したところ、別紙のとおり9社<sup>※2</sup>（メーカーの自社直轄事業場2社、子会社4社、二次代理店4社）（このうち1社については、子会社及び二次代理店の両方の事業場で発生）の全国41事業場において、89台の不適切事案が判明したとの報告がありました。

なお、上記89台については、一時抹消登録している車両2台を除く全車両が認証を受けた整備工場において安全確認を受けているとともに、事故の報告は受けておりません。

※1 二次代理店とは、大型特殊自動車のサービス契約をしている会社をいう。

※2 エム・エス・ケー農業機械(株)、(株)クボタ、コベルコ建機(株)、(株)小松製作所、酒井重工業(株)、住友建機(株)、住友ナコフォークリフト(株)、三菱ロジスネクスト(株)、ヤンマーアグリ(株)

**2. 国土交通省の対応**

このため、本日、国土交通省より大型特殊自動車メーカー9社に対し、再発防止策を策定し、その実施状況を令和2年1月31日までに報告するよう業務改善指示するとともに、これまでと同様の事案が発生した6社<sup>※3</sup>については、調査が不十分であったことから、併せて厳重注意を行いました。今後、報告内容を精査の上、厳正に対処することとします。

※3 コベルコ建機(株)、(株)小松製作所、住友建機(株)、住友ナコフォークリフト(株)、三菱ロジスネクスト(株)、ヤンマーアグリ(株)

**【問い合わせ先】**

自動車局整備課 田路、田辺

代表：03-5253-8111（内線42428）

直通：03-5253-8600 FAX：03-5253-1639

## 大型特殊自動車メーカーの二次代理店等による未認証分解整備実施状況

	メーカー名	未認証分解整備 実施事業者	①未認証分解整備 実施拠点数 ／全拠点数	①のうち、自動車 整備士が存在する 拠点数	未認証の事業場で分解 整備を行った台数	主な対象車種、作業内容
1	エム・エス・ケー農業機械(株) (産車協会員)	富良野営業所等	3 / 38	3 / 3	4台	農耕用トラクタ ・フロントキングピン取外し ・レギュレータバルブ交換
2	(株)クボタ (産車協、建機工、日農工会員)	系列販売会社	4 / 39	1 / 4	7台	ホイールローダ ・デファレンシャル交換
3	コベルコ建機(株) (産車協、建機工会員)	二次代理店 (コベルコ建機(株)が製造した大型特殊 自動車のサービス契約をしている会社)	10 / 347	7 / 10	28台	ホイールクレーン、ホイールローダ等 ・エンジン脱着 ・ブレーキホース交換
4	(株)小松製作所 (産車協、建機工会員)	系列販売会社(建機)	6 / 98	5 / 6	9台	グレーダ ・ブレーキバルブ交換
5	酒井重工業(株) (建機工会員)	二次代理店 (酒井重工業(株)が製造した大型特殊自 動車のサービス契約をしている会社)	3 / 44	3 / 3	3台	切削機 ・アクスル取外し
6	住友建機(株) (産車協、建機工会員)	二次代理店 (住友建機(株)が製造した大型特殊自動 車のサービス契約をしている会社)	1 / 411	0 / 1	1台	アスファルトフィニッシャー ・動力伝達装置(走行用ポンプ)の取外し

7	住友ナコフォークリフト（株） （産車協会員）	二次代理店 （住友ナコフォークリフト（株）が製造した大型特殊自動車のサービス契約をしている会社）	2 / 6 9	2 / 2	4 台	フォークリフト ・ブレーキドラム脱着
8	三菱ロジスネクスト（株） （産車協、建機工会員）	系列販売会社	2 / 3 9 9	2 / 2	4 台	フォークリフト ・ブレーキドラム脱着
		二次代理店 （三菱ロジスネクスト（株）が製造した大型特殊自動車のサービス契約をしている会社）	1 / 1 0 7	1 / 1	2 台	フォークリフト ・ブレーキドラム脱着
9	ヤンマーアグリ（株） （日農工会員）	野辺山支店等	9 / 4 6 8	6 / 9	2 7 台	農耕用トラクタ ・タイロットエンド取外し ・ブレーキホース交換
合計			4 1 / 2 0 2 0	3 0 / 4 1	8 9 台	

産車協・・・(一社)日本産業車両協会(会員数54社) 建機工・・・(一社)日本建設機械工業会(会員数64社) 日農工・・・(一社)日本農業機械工業会(会員数67社)

<p>農耕用トラクタ (エム・エス・ケー農業機械(株))</p>	<p>ホイールローダ ((株)クボタ)</p>	<p>ホイールクレーン (コベルコ建機(株))</p>
	 <p>(イメージ)</p>	
<p>グレーダ ((株)小松製作所)</p>	<p>切削機 (酒井重工業(株))</p>	<p>アスファルトフィニッシャー (住友建機(株))</p>
		
<p>フォークリフト (住友ナコフォークリフト(株))</p>	<p>フォークリフト (三菱ロジスネクスト(株))</p>	<p>農耕用トラクタ (ヤンマーアグリ(株))</p>
		

(参考)

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第 49 条に規定)

自動車分解整備事業を經營しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。(道路運送車両法第 78 条に規定)

### 国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第 3 条] (分解整備の定義)

### 分解整備の例

